

印鑑登録の手続き

1. 本人が申請する場合【印鑑登録申請書に記入が必要です】

A. 本人確認書類を提示する方法【即日登録できます】

ご持参いただくもの

- 登録する印鑑 《 裏面をご覧ください 》
- 本人確認書類
《 官公署発行の運転免許証・パスポート・個人番号カード・在留カードなどの顔写真のついた身分証明書 》

B. 保証人による方法【即日登録できます】

運転免許証・パスポートなどのない人は、中津市に印鑑登録している人の保証により登録できます。

ご持参いただくもの

- 登録する印鑑 《 これから登録する人のもの 》
- 印鑑登録申請書の保証人欄に保証人の記載をしたもの 《 署名と登録印の押印が必要です 》
- 本人だけが所持する書類 《 ご本人名義の健康保険証・預金通帳などをご提示ください 》

C. 照会書による方法【登録までに数日かかります】

保証人のない人は、郵送された照会書に回答していただくことにより登録できます。

《 印鑑登録申請書を提出後、ご自宅に「照会書」を郵送します。 》

ご持参いただくもの

来庁1回目

- 登録する印鑑

来庁2回目

- 照会書 《 回答欄に署名と登録印の押印が必要です 》
- 登録する印鑑
- 本人だけが所持する書類 《 ご本人名義の健康保険証・預金通帳などをご提示ください 》

2. 代理人が申請する場合【登録までに数日かかります】

ご本人が入院（市内及び中津市近郊に限る）や長期の出張中に、緊急に印鑑登録する必要がある場合は代理人が申請できます。

《 代理人が印鑑登録申請書に記入・提出後、ご本人に「照会書」を郵送します。 》

ご持参いただくもの

来庁1回目

- 登録する印鑑 《 これから登録する人のもの 》
- 委任状または、代理人選任届 《 本人が自署してください 》
- 入院証明書・出張証明書
- 代理人の認印

来庁2回目

- 照会書 《 回答欄及び委任状にご本人の署名と登録印の押印が必要です 》
- 代理人の認印
- 登録する人が所持する書類 《 代理人が、ご本人の運転免許証・パスポートなどを預かり、ご提示ください 》
- 代理人の本人確認書類

印鑑登録の手続き（続き）

3. 登録できない人

- A. 中津市に住民票がない人
- B. 意思能力を有しない人
- C. 15歳未満の人
- D. 2個以上の印鑑を登録しようとする人

4. 登録できない印鑑

- A. 住民基本台帳に記録された氏名で表されていないもの
- B. 職業、資格など、他の事項をあわせて表しているもの
- C. ゴム印、その他変形しやすいもの（柔らかい木材を材質としたもの、シンナー等で溶けるようなもの）
- D. 印影が一边の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの
- E. 印影が一边の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
- F. 印影が不鮮明なもの、又は文字の判読ができないもの（極端に凶悪化されたもの）
- G. プレス印のように同姓同型で大量に市販されるもの（鋳型にプラスチック等の樹脂を流し込んだもの）
- H. 外わくの無いもの、外わくが欠けているもの
 - I. 印面が平らでないもの、故意にき損したもの
 - J. 同一世帯内で同じ印影のもの

5. ご注意

- * 成年被後見人は後見人の立会が必要です、登記事項証明書と本人確認書類印をご持参ください。
- * 印鑑又は印鑑登録証をなくされた場合、再度登録の対象となります。
- * 印鑑をなくされた場合に、本人又は代理人が「廃止申請」をすることで、再度登録ができます。
- * 印鑑登録証をなくされた場合に、本人が「登録証亡失届」をすることで、再度登録ができます。
- * 登録に必要な手数料は、無料ですが「印鑑登録証」の返納がない場合は400円となります。

6. 登録する場所

中津市役所	本 庁	市民課	市民係	0979-22-1111
	三光支所	総務・住民課	住民係	0979-43-2050
	本耶馬溪支所	総務・住民課	住民係	0979-52-2211
	耶馬溪支所	総務・住民課	住民係	0979-54-3111
	山国支所	総務・住民課	住民係	0979-62-3111